

別表十七の二（二） 付表三の記載の仕方

この明細書は、連結親法人が措置法第68条の89の2第7項（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）又は平成31年改正前の措置法第68条の89の2第8項（連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載します。